

令和 7 年度帯広市副食費支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

帯広市長 米 沢 則 寿

令和 7 年度帯広市副食費支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子育て家庭への負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、施設を利用して提供される副食に係る費用の一部を補助する帯広市副食費支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、帯広市補助金等交付要綱（昭和 59 年告示第 152 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げる私立の施設をいう。

ア 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の特定教育・保育施設

イ 法第 7 条第 5 項の地域型保育事業を行う事業所（法第 29 条第 1 項の特定地域型保育事業者が設置するものに限る。）

ウ 法第 7 条第 10 項第 2 号に該当する子ども・子育て支援施設等

(2) 対象児童 市内に住所を有する児童のうち、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間（以下「対象期間」という。）に保育所等又は認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定により北海道知事に届け出た施設をいう。）の 3 歳児クラス以上（法 19 条第 1 号、法 30 条の 4 第 1 号及び第 3 号に該当する満 3 歳児を含む。）に在籍し、食事の提供を受けている者をいう。

(3) 副食費 保育の際に提供される副食に要する 1 月あたりの経費をいう。

(4) 補助事業に要する経費 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の副食費の 1 人 1 月あたりの増加額（補助対象月の副食費から令和 7 年 3 月の副食費を差し引いた額）をいう。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、別に副食費に関する補助を受けている者を除く。

(1) 施行日以後に保護者が負担する副食費の月額を増額した保育所等を設置又は運営する者で、対象児童に副食を提供し、保護者から副食費を実費徴収し、次に掲げる要件のいずれかを満たしているもの（以下「補助対象事業者」という。）

ア 対象期間における副食費について、本事業による補助金相当額を対象児童の保護者から徴収していないこと。

イ 対象期間における副食費について、当該副食費を徴収している場合にあつては、当該副食費にかかる補助金相当額を保護者へ還付済みであること。

- (2) 施行日以後に保護者が負担する副食費の月額を増額した認可外保育施設に在籍する対象児童の保護者（以下「補助対象者」という。）

（補助の対象経費等）

第4条 補助の対象経費は、対象期間における副食費とし、補助基準額は、対象児童1人1月あたり300円とする。

（補助金の額の算出方法）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象事業者 補助事業に要する経費又は補助基準額のいずれか低い方の額に補助対象事業者が運営する保育所等の補助対象月の各月における対象児童数を乗じて得た額
- (2) 補助対象者 補助対象者が支払った補助事業に要する経費又は補助基準額のいずれか低い方の額

2 前項第2号の補助金の額の算定については、補助対象月において補助対象者の児童が在籍する施設が補助対象事業者として補助金の交付を受けるときは、当該補助対象月は補助対象者の補助金の額の算定対象としないものとする。

（交付申請及び交付決定）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、帯広市副食費支援事業費補助金実績報告書兼請求書（補助対象事業者用）（様式第1号）に、補助事業に要する経費等の算出内訳がわかる書類等を添付して、市長に申請するものとする。

2 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、帯広市副食費支援事業費補助金実績報告書兼請求書（補助対象者用）（様式第2号）に、補助事業に要する経費の算出内訳がわかる書類及び領収書その他令和7年度の副食費を支払ったことがわかる書類等を添付して、市長に申請するものとする。

3 第1項又は第2項の規定による申請を行おうとする補助対象事業者又は補助対象者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる利用月の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、第1項又は第2項の規定による申請を行うものとする。ただし、申請者は、交付を申請していない月分の補助金を、当該月分の区分以後の利用月の区分に併せて申請することができる。

- (1) 4月分から6月分まで 7月10日
- (2) 7月分から9月分まで 10月10日
- (3) 10月分から12月分まで 1月13日
- (4) 1月分から3月分まで 3月31日

4 市長は、第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に対しその旨を通知し、当該申請者の指定する口座への振り込みにより補助金を交付するものとする。

5 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速や

かに申請者に対しその旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、前条第4項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、書面により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した時は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。